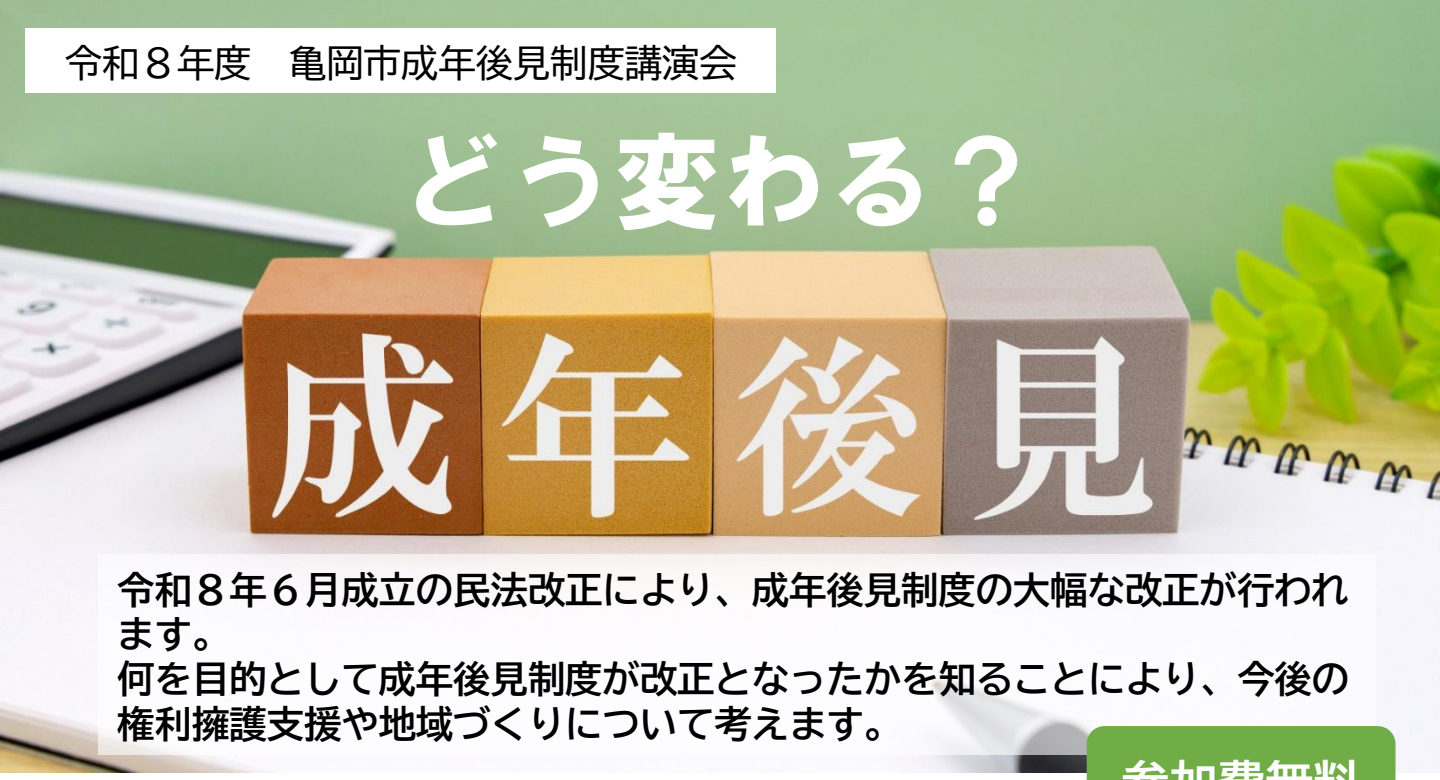
令和８年度　亀岡市成年後見制度講演会

どう変わる？



令和８年６月成立の民法改正により、成年後見制度の大幅な改正が行われます。
何を目的として成年後見制度が改正となったかを知ることにより、今後の権利擁護支援や地域づくりについて考えます。

参加費無料

2026
12/16 水
13:00-15:00
（受付12:30～）

ところ　ガレリアかめおか　2階　大広間

講師　TRY星野社会福祉士事務所　代表　星野　美子　さん

（プロフィール）
東京都内（狛江市、杉並区、品川区）の在宅介護支援センターに勤務。自らも後見人等を受任し、東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京にて後見人等候補者紹介のコーディネートに携わった。また、教育機関（大学、専門学校等）での非常勤講師や行政・社協・地域包括支援センター等職員研修に携わる。厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員や法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会臨時委員も務める。

対象者　亀岡市内在住・在勤の人　　**定員**　80人（先着順）

【主催・問い合わせ】
亀岡市成年後見制度中核機関
（事務局：亀岡市高齢福祉課）
〒622-0041　亀岡市安町野々神8番地
TEL：0771－25－5127

参加申込
電話、裏面のFAX、右の二次元コードのいずれかでお申し込みください。
（〆切：12月9日）

亀岡市
KAMEOKA CITY

令和8年度亀岡市成年後見制度講演会　参加申込書

FAX番号
0771－24－3070
亀岡市成年後見制度中核機関
（事務局：亀岡市高齢福祉課）

ふりがな	
氏　名	
生年月日	
住　所	
電話番号	
メール アドレス	
勤務先 （ある場合）	
手話通訳 希望	あり　・　なし
要約筆記 希望	あり　・　なし

≪注≫電話番号は、**平日の日中に連絡がつきやすい番号**をご記入ください。